

== 第4編 ==

人事

==== = == = == =

==== = = == = = i

○日野町江府町日南町衛生施設組合職員の定数条例

（昭和41年9月27日
条例第6号）

改正 昭和46年11月9日条例第6号 平成6年8月10日条例第4号
平成8年2月28日条例第2号

（定義）

第1条 この条例において「職員」とは、常時勤務する一般職の地方公務員（臨時の職員を除く。）をいう。

（職員の定数）

第2条 職員の定数は、11名とする。

（委任事項）

第3条 前条の職員の職の設置等に関する事項については、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年10月20日から適用する。

附 則（平成6年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

○日野町江府町日南町衛生施設組合職員の職の
設置に関する規則

（昭和41年6月15日
規則第1号）

改正 平成8年2月28日規則第3号 平成11年4月1日規則第1号
平成19年2月22日規則第1号

（目的）

第1条 この規則は、日野町江府町日南町衛生施設組合職員（臨時及び非常勤の職員を除く。）の種類及び職の設置について定めることを目的とする。

（職員の種類）

第2条 職員の種類は、事務職員、事務員、技術職員及び技術員とする。

（職員の職）

第3条 職員の職は、次のとおりとする。

- (1) 事務職員をもって充てる職 局長、課長、課長補佐、主査、主幹、主任、主事
- (2) 事務員をもって充てる職 主事
- (3) 技術職員をもって充てる職 局長、課長、課長補佐、主査、主幹、主任、主事
- (4) 技術員をもって充てる職 主事

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則（平成11年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

○日野町江府町日南町衛生施設組合職員の再任用に関する条例

平成 24 年 2 月 15 日

条 例 第 1 号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 28 条の 4 第 1 項、同条第 2 項及び第 3 項(法第 28 条の 5 第 2 項及び第 28 条の 6 第 3 項において準用する場合を含む。)並びに地方公務員法等の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 107 号)附則第 5 条及び第 6 条の規定に基づき、職員の再任用(法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用することをいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

（定年退職者に準ずるもの）

第2条 法第 28 条の 4 第 1 項に規定する定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮して法第 28 条の 2 第 1 項の規定により退職した者又は法第 28 条の 3 の規定により勤務した後退職した者に準ずるものとして再任用を行うことができる者は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 25 年以上勤続して退職した者であって当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にあるもの

(2) 前号に該当する者として再任用されたことがある者(前号に掲げる者を除く。)

（任期の更新）

第3条 再任用の任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

2 任命権者は、再任用の任期の更新を行う場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（任期の末日）

第4条 再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、その者が年齢 65 年に達する日以後における最初の 3 月 31 日以前でなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（任期の末日に関する特例）

2 次表の左欄に掲げる期間における第 4 条の規定の適用については、同条中「65 年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

64 年

第4編 人事〔日野町江府町日南町衛生施設組合議会の議員その他非常勤の
職員の公務災害補償等に関する条例〕

○日野町江府町日南町衛生施設組合議会の議員その他非常勤
の職員の公務災害補償等に関する条例

〔昭和51年2月28日〕
〔条例第2号〕

日野町江府町日南町衛生施設組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等
に関しては、法令その他特に定めるものを除くほか、江府町議会の議員その他非常勤の
職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年江府町条例第27号）の例による。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 日野町江府町日南町衛生施設組合の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等
に関する条例（昭和42年条例第8号）は、廃止する。

== 第5編 ==

給 与

==== = ===== =

==== = = ===== = i

第1章 報酬・費用弁償

○日野町江府町日南町衛生施設組合議会議員の報酬及び

費用弁償に関する条例

〔昭和39年9月26日〕
条例第2号

改正 昭和42年3月10日条例第1号 昭和42年6月30日条例第4号
昭和45年6月30日条例第1号 昭和46年6月28日条例第1号
昭和46年11月9日条例第6号 昭和47年3月3日条例第1号
昭和48年2月20日条例第1号 昭和49年2月28日条例第1号
昭和50年2月28日条例第1号 昭和51年5月21日条例第3号
昭和52年2月28日条例第1号 昭和53年2月10日条例第1号
昭和54年2月22日条例第1号 昭和55年2月20日条例第1号
昭和56年2月28日条例第1号 昭和57年2月25日条例第1号
昭和60年3月1日条例第1号 昭和63年5月24日条例第1号
平成2年8月29日条例第2号 平成3年8月23日条例第1号
平成7年2月28日条例第1号 平成10年8月13日条例第4号
平成18年3月1日条例第2号

(趣旨)

第1条 議会の議員の受ける報酬、費用弁償の額及び支給方法については、この条例の定めるところによる。

(給与及びその額)

第2条 この条例により、議会の議員の受ける給与は、報酬とする。

2 議会の議員の受ける報酬の額は、別表第1に掲げる額とする。

(報酬の支給)

第3条 議会の議員の報酬は、その就職した月又は議長及び副議長に就任した月から任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた月まで支給する。ただし、議会の議員は、いかなる場合でも議長、副議長及び議員としての報酬は、重複して受けることができない。

第5編 給与 日野町江府町日南町衛生施設組合議会議員の報酬及び
費用弁償に関する条例

(旅費その他費用弁償)

第4条 議会の議員が、委員会に出席するため、又は公務のため旅行するときは、別表第2に掲げる旅費を支給する。

2 議会の議員が職務を行うため要した費用は、弁償するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和42年条例第1号)

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則 (昭和42年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年6月1日から適用する。

附 則 (昭和45年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則 (昭和46年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則 (昭和46年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年10月20日から適用する。

附 則 (昭和47年条例第1号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年条例第1号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年条例第1号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年条例第1号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、昭和51年4月1日から適用する。

附 則 (昭和52年条例第1号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年条例第1号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年条例第1号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

第5編 給与（日野町江府町日南町衛生施設組合議会議員の報酬及び
費用弁償に関する条例）

附 則（昭和55年条例第1号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年条例第1号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年条例第1号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年条例第1号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（平成2年条例第2号）

この条例は、平成2年9月1日から施行する。

附 則（平成3年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成7年条例第1号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第4号）

この条例は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第2号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

第5編 給与 (日野町江府町日南町衛生施設組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例)

別表第1 (第2条関係)

職名	給与の名称	報酬の額	備考
議会の議員	議長	年額 37,000 円	
	副議長	// 30,000 円	
	議員	// 27,000 円	

別表第2 (第4条関係) 内国旅行

1 車賃、日当、宿泊料及び食卓料

職名	車賃	日当	宿泊料 (1夜につき)		食卓料
	(1キロにつき)	(1日につき)	県、外	県、内	(1夜につき)
議会の議員	37 円	2,600 円	13,100 円	11,800 円	2,600 円

ただし、管理者の招集する議会及び全員協議会若しくは管内を旅行したときは、費用弁償として支給する額は、車賃を含めてその支給方法は、管理者が別に定める。

2 外国旅行については、江府町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和56年江府町条例第2号）による。

3 旅費の支給方法については、江府町職員等の旅費に関する条例（昭和46年江府町条例第5号）の例による。

第5編 給与 (日野町江府町日南町衛生施設組合議会議員の費用弁償の支給に関する規則)

○日野町江府町日南町衛生施設組合議会議員の費用弁償の支給に関する規則

(昭和48年2月21日規則第1号)

改正 昭和49年2月28日規則第1号 昭和50年2月28日規則第1号
昭和52年2月1日規則第1号 昭和63年5月14日規則第1号
平成8年2月28日規則第1号

日野町江府町日南町衛生施設組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第2号）第4条第2項及び別表第2ただし書の規定に基づき支給する費用弁償の額は、次のとおりとする。

会議等の開催地	費用弁償の額		
	日野町選出議員	江府町選出議員	日南町選出議員
日野町	2,200円	2,580円	2,820円
江府町	2,580円	2,200円	2,980円
日南町	2,820円	2,980円	2,200円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年規則第1号）

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年規則第1号）

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（平成8年規則第1号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

第5編 給与 日野町江府町日南町衛生施設組合特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例

○日野町江府町日南町衛生施設組合特別職の職員で
非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例

昭和39年9月26日
条例第3号

改正 昭和42年3月10日条例第2号 昭和42年6月30日条例第5号
昭和44年9月30日条例第5号 昭和46年6月28日条例第2号
昭和46年11月9日条例第6号 昭和47年3月3日条例第2号
昭和48年2月20日条例第2号 昭和49年2月28日条例第2号
昭和50年2月28日条例第2号 昭和51年5月21日条例第5号
昭和52年2月28日条例第2号 昭和53年2月10日条例第2号
昭和54年2月22日条例第2号 昭和54年9月6日条例第5号
昭和55年2月19日条例第2号 昭和56年2月28日条例第2号
昭和57年2月25日条例第2号 昭和60年3月1日条例第2号
昭和63年5月24日条例第2号 平成2年8月29日条例第4号
平成3年8月23日条例第2号

(給与及びその額)

第1条 特別職の職員で非常勤のもの（議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）の報酬は、別表第1のとおりとする。

(旅費及び費用弁償)

第2条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第2のとおりとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和42年条例第2号)

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則 (昭和42年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年6月1日から適用する。

附 則 (昭和44年条例第5号)

第5編 給与 { 日野町江府町日南町衛生施設組合特別職の職員で非常勤のもの
報酬及び費用弁償に関する条例 }

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和46年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（昭和46年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年10月20日から適用する。

附 則（昭和47年条例第2号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年条例第2号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年条例第2号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年条例第2号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、昭和51年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年条例第2号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年条例第2号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年条例第2号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年条例第2号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年条例第2号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年条例第2号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年条例第2号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年条例第2号）

第5編 給与〔日野町江府町日南町衛生施設組合特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例〕

この条例は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（平成2年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、平成2年9月1日から適用する。

附 則（平成3年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

第5編 給与 } 日野町江府町日南町衛生施設組合特別職の職員で非常勤のもの
報酬及び費用弁償に関する条例

別表第1（第1条関係）

区 分	選 出 区 分	報 酬 の 額	
監 査 委 員	議 会 選 出	日額 7,600 円	
	学 識 経 験 者	日額 9,700 円	

別表第2（第2条関係）内国旅行の旅費

1 車賃、日当、宿泊料及び食卓料

職 名	車 賃	日 当	宿 泊 料（1 夜につき）		食 卓 料
	（1 キロに つき）	（1 日につ き）	県外	県内	（1 夜につ き）
監査委員	37 円	2,600 円	13,100 円	11,800 円	2,600 円

ただし、外国旅行等については、江府町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和56年江府町条例第2号）の例による。

- 2 旅費の支給方法については、江府町職員等の旅費に関する条例（昭和46年江府町条例第5号）の例による。
- 3 公務のため管内を旅行したときは、費用弁償として支給する額は、車賃を含めてその支給方法は管理者が別に定める。

第5編 給与 (日野町江府町日南町衛生施設組合特別職の職員で非常勤のもの
費用弁償の支給に関する規則)

○日野町江府町日南町衛生施設組合特別職の職員で
非常勤のもの費用弁償の支給に関する規則

(昭和50年2月26日)
規則第2号

改正 昭和52年2月1日規則第2号 昭和63年5月14日規則第2号
平成8年2月28日規則第2号

日野町江府町日南町衛生施設組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和39年条例第3号)第2条第2項別表第2の規定により支給する費用弁償の額は、次のとおりと定める。

監査等の開催地	費用弁償の額		
	日野町選出委員	江府町選出委員	日南町選出委員
日野町	2,200円	2,580円	2,820円
江府町	2,580円	2,200円	2,980円
日南町	2,820円	2,980円	2,200円

附 則

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則 (平成8年規則第2号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

第2章 給料・手当

○日野町江府町日南町衛生施設組合一般職の職員の

給与等に関する条例

昭和 47 年 8 月 30 日
条 例 第 7 号

改正 昭和 60 年 3 月 1 日条例第 3 号 平成 4 年 3 月 31 日条例第 2 号
平成 6 年 3 月 4 日条例第 1 号 平成 7 年 8 月 10 日条例第 3 号
平成 13 年 5 月 28 日条例第 3 号 平成 26 年 11 月 17 日条例第 1 号

一般職の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件、分限、懲戒、服務、福祉及び利益の保護に関しては、法令その他特に定めがあるものを除くほか、次に掲げる江府町条例の例による。

- (1) 江府町職員の給与に関する条例（昭和 46 年江府町条例第 3 号）
- (2) 削除
- (3) 江府町職員等の旅費に関する条例（昭和 46 年江府町条例第 5 号）
- (4) 江府町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 6 年江府町条例第 37 号）
- (5) 江府町職員の組合休暇に関する条例（昭和 40 年江府町条例第 28 号）
- (6) 江府町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 40 年江府町条例第 23 号）
- (7) 江府町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和 45 年江府町条例第 17 号）
- (8) 江府町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和 45 年江府町条例第 18 号）
- (9) 江府町職員の服務の宣誓に関する条例（昭和 42 年江府町条例第 28 号）
- (10) 江府町職員の福祉制度に関する条例（昭和 36 年江府町条例第 1 号）
- (11) 江府町職員の定年等に関する条例（昭和 59 年江府町条例第 13 号）
- (12) 江府町職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年江府町条例第 3 号）
- (13) 江府町職員の再任用に関する条例（平成 13 年江府町条例第 4 号）
- (14) 江府町早期退職希望者の募集及び認定に関する条例（平成 26 年江府町条例第

第5編 給与 (日野町江府町日南町衛生施設組合一般職の職員の
給与等に関する条例)

17号)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 日野町、江府町、日南町衛生施設組合一般職の職員の旅費支給条例（昭和39年条例第8号）は、廃止する。

附 則（昭和60年条例第3号）

この条例は、昭和60年3月31日から施行する。

附 則（平成4年条例第2号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年条例第3号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第1号）

この条例は、平成26年12月1日から施行する。

○日野町江府町日南町衛生施設組合職員の特殊勤務手当に関する条例

〔平成6年3月1日〕
〔条例第2号〕

改正 平成10年1月29日条例第3号

（目的）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。

（特殊勤務手当の種類）

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) し尿処理施設に勤務する職員の特殊勤務手当
- (2) ごみ処理施設に勤務する職員の特殊勤務手当

（特殊勤務手当）

第3条 し尿処理施設及びごみ処理施設に勤務する職員の特殊勤務手当は、次のとおりとする。

- (1) し尿処理施設の業務に従事した者について、従事した月1月につき1万円を支給する。
- (2) ごみ処理施設の職務に従事した者について、従事した月1月につき3,800円を支給する。

（支給方法）

第4条 特殊勤務手当は、月の1日から末日までを計算期間とし、その計算期間における給料の支給日に支給する。

附 則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

第3章 旅 費

○日野町江府町日南町衛生施設組合特別職の旅費支給条例

（昭和39年9月26日）
条 例 第 5 号

改正 昭和42年6月30日条例第6号 昭和46年6月28日条例第3号
昭和46年11月9日条例第6号 昭和51年5月21日条例第4号
昭和54年9月6日条例第3号 平成2年8月29日条例第3号

（この条例の目的）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第1項及び第3項の規定により支給する旅費の額及び支給する方法は、この条例で定めるところによる。

（旅費）

第2条 特別職の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は、別表のとおりとする。

（旅費の支給方法）

第3条 旅費の支給方法については、江府町職員等の旅費に関する条例（昭和46年江府町条例第5号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年6月1日から適用する。

附 則（昭和46年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（昭和46年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年10月20日から適用する。

附 則（昭和51年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、昭和51年4月1日から適用する。

附 則（昭和54年条例第3号）

第5編 給与（日野町江府町日南町衛生施設組合特別職の旅費支給条例）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年条例第3号）

この条例は、平成2年9月1日から施行する。

第5編 給与（日野町江府町日南町衛生施設組合特別職の旅費支給条例）

別表（第2条関係）内国旅行の旅費
車賃、日当、宿泊料及び食卓料

職名	車賃	日当	宿泊料（1夜につき）		食卓料
	（1キロにつき）	（1日につき）	県外	県内	（1夜につき）
管理者、副管理者及び会計管理者	37円	2,600円	13,100円	11,800円	2,600円

備考

外国旅行等については、江府町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和46年江府町条例第15号）の例による。